

第82回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成30年6月5日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 平成 29 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 6. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について（H30.3.31 専決第 1 号））
- 日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（H30.3.31 専決第 2 号））
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（8 号・H30.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（1 号・H30.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 6 号））
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（6 号・H30.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（3 号・H30.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（1 号・H30.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 21. 議案第 53 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 22. 議案第 54 号 佐用町農業共済条例の全部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 55 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 56 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 25. 議案第 57 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 27. 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第 28. 請願第 3 号 「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の
請願

日程第 29. 委員会付託について

追加日程1第1. 発議第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため
の、2019 年度政府予算に係る意見書（案）

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第 82 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位また、町当局の皆様にはおそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまでございます。

今期定例会には、条例の一部改正及び平成 29 年度補正予算の専決処分の承認、条例改正、平成 30 年度一般会計補正予算など、報告 2 件、承認 15 件、議案 5 件、諮問 1 件、請願 2 件の計 25 件が付議されております。

議員各位には、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

いよいよ梅雨入りも間近になってまいりましたが、本日、開会いただきました 6 月の定例議会、山本議長のもとでの最初の定例議会となりますけれども、案件につきましては、今、議長、御挨拶がありましたように、平成 29 年度の一般会計並びに各会計最終補正予算、専決させていただいております。その承認。また、平成 30 年度、新年度の最初ですけれども、若干の補正予算を提案をさせていただく予定です。また、各条例等の改正、また、そのほか、今日、また、議案もお配りさせていただきますけれども、まだ、配っていないのかな。これから配らせていただくのかな。財産の取得、そして、会期中には工事請負契約の締結の承認等たくさんの案件を提案をさせていただく予定になっております。

それぞれ慎重にご審議を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 82 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。3 番、加古原瑞樹君。4 番、千種和英君。

以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月5日から6月20日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月5日から6月20日までの16日間と決定しました。
ここで、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第3、行政報告に入ります。
町長からの行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2件の報告をさせていただきます。
まず1つは、平成31年度、来年度の採用予定の職員、職員の募集についてでございます。
平成31年度採用職員の募集については、平成30年度末の退職予定者数が一般行政職7名、保健師1名、保育士1名、技能労務職が3名、合計12名となっております。
採用につきましては、一般行政職6名程度、また、保育士1名の7名程度の採用予定をいたしております。また、技能労務職につきましては、再任用制度の活用、また、非常勤職員での対応という形をとる予定でございます。これにより、平成31年4月1日時点で、全職員数は251名となり定員適正化計画に則った人員となっております。
以上で、平成31年度採用職員の募集についての報告とさせていただきます。
次に、ドローン機等の寄贈についてということで、ご報告をさせていただきます。
旧江川小学校を活用して事業を展開をしておられますJUAVACドローンエキスパートアカデミー兵庫校から、町へドローン機等を寄贈いただくことについてのご報告であります。
昨年10月11日に締結をいたしました「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を契機として、災害体制の向上や地域振興等の地域貢献を目的に、ドローン機一式及

び、ドローン操縦講習の「フライト基本コース」2名分の寄贈の申し出をいただきましたので、本日、午後3時より、その寄贈式を開催をさせていただきます。

この寄贈をいただいたことによりまして、本年度計画いたしております3名の受講者と併せて、5名の職員を受講させる予定でございます。

これによりまして、寄贈をいただくドローン機と本年度購入を予定しておりますドローン機を合わせて2機になるわけですが、これを活用して人が容易に近づけない場所、危険な場所などの調査、測量など、また、災害時の対応として情報収集や災害地図の作成等の業務に活用いたしまして、迅速に応急対策、また、復旧が図れるように、そうした体制を構築をしたいというふうに考えております。

また、平常時は、日ごろから技術向上に取り組みまして、通常の土木業務及び、広報資料の作成や観光PR業務等にも活用したいと考えております。

以上、JUAVACドローンエキスパートアカデミー兵庫校から佐用町へ寄贈いただくことについての報告させていただきます。

以上であります。

議長（山本幹雄君） 以上で行政報告は、終わりました。

日程第4．報告第1号 平成29年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、報告第1号、平成29年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成29年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、家屋評価業務委託事業など5事業、繰越額合計5億2,368万5,000円の財源内訳は、国県支出金4,239万6,000円、地方債4億5,680万円、その他特定財源130万円、一般財源が2,318万9,000円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が8,034万円、その財源は、国県支出金4,016万5,000円、地方債2,940万円、一般財源1,077万5,000円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。以上です。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 35 款のとこの道路改良の中で、道路新設改良事業ということで上がってございますけれど、ここの分については、どこの地域で、どういう新設があるのでしょうか。このことについて述べてみてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山課長。

建設課長（横山重明君） 今回、繰越します部分につきましては、小山安川線、JR 委託している分が 3 億程度あります。そのほかで、3 路線改良工事がありまして、町道岩崎線、真宗地内で行っております道路の橋梁工事に引き継いで道路工事を行っている部分で、こちらが繰越になっております。こちらの現場は完成しております。

もう 1 路線は、中安 9 号線、多賀地内で行っております道路改良工事であります。こちらは電柱の移転の関係で繰越をさせていただいております。こちらは、もうほぼ 9 割方完成をしております。

それで、3 つ目の改良工事につきましては、河崎の町道三河 98 号線でありまして、こちらの現場は 100 パーセント完了しております。

以上の 4 路線の繰越になります。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 5．報告第 2 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 5、報告第 2 号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました報告第 2 号、兵庫県町土地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ご報告申し上げます。

公社の平成 29 年度事業報告及び平成 30 年度事業計画については、お配りをいたしております、平成 29 年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

本町では、平成 29 年度利用実績、及び平成 30 年度利用計画はございません。

以上、ご報告といたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について（H30.3.31 専決第 1 号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について（平成 30 年 3 月 31 日専決第 1 号））を議題とします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に公布され、一部を除き 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に佐用町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をさせていただいたことについてご報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、固定資産税と法人町民税の改正でございます。

まず、固定資産税につきましては、大きく 2 点でございます。

1 点目は、償却資産に係る固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の一部拡充、延長でございます。この特例措置は、特定の償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を国の基準を参酌して条例で規定するものでございますが、今回参酌する国の基準が改正をされたため、これに準じて条例で規定する割合を改正したものでございます。

2 点目は、負担軽減措置の延長でございます。評価替え中間年度の据置年度における土地の価格の下落修正措置を平成 31 年度、平成 32 年度においても引き続き実施することと、土地の負担調整措置の仕組みを平成 30 年度から平成 32 年度においても継続することとするものでございます。

次に、法人町民税の改正につきましては、内国法人が外国子会社合算課税を受ける場合の二重課税調整と、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例がある場合における延滞金の計算方法を規定するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから承認第 1 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷議員。

10 番（金谷英志君） 2点、お伺いしたいんですけれども、町長説明されました1つがわがまち特例の一部拡充と延長ということですのでけれども、現状で本町の場合に、そのいわゆる太陽光発電設備に対する優遇ですけれども、それが現状ではあるのかということと。
それから、その下の町民税、法人町民税についての外国人関係子会社の納付についての、それで本町ではどんな、現状では、どういうふうになっていますでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） まず1点目のわがまち特例の件でございますけれども、太陽光発電につきまして、2年前、平成28年の税制改正におきまして対象施設の対象となる設備の見直しが行われてございます。

それです、本町では、それ以前の設備につきましては、特例の適用を受けておる施設がございましたけれども、平成28年の改正によりまして、経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生エネルギー発電設備が特例の対象外となってございます。

平成28年4月以降取得された設備で本町で、この適用の申請を受けておる案件はございません。ですから、今回の改正につきましては、その対象施設というものは改正をされておりませんので、平成28年4月以降の分については1件もないというのが現状でございます。

それ以前の分につきましては、まだ、これ3年度間適用を受けられるということになってございますので、それ以前に、平成27年1月から平成28年3月に取得されたものにつきましては、3年間適用がございまして、平成31年度まで適用となる施設がございまして、これにつきましては、課税標準額で約29億円で、軽減で3分の2ということになっておるので、軽減額が9億円、約10億円ということになっておるということでございますが、これにつきましても平成31年度で終了するということになります。

それから、2点目の法人税の法人町民税の二重課税の調整につきましては、本町では、現状においては該当する事案はないものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほか、いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本議員。

9番（岡本義次君） これ、いろいろ変更ありまして、高くなる人もありますが、町全体としては、どのような金額の影響が出てきますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田課長。

税務課長（山田裕彦君） この今回の専決分の条例改正によります影響額については、法人町

民税につきましては、先ほども申しましたように二重課税の調整、それから、延滞金の問題につきましては、もう本町には該当する事案が、現状では想定されておりませんので、影響額はないものというふうに考えております。

それから、固定資産税の、先ほどのわがまち特例の分につきましても、平成 28 年 4 月以降の条件に合致するような設備は、今の時点では想定できませんので影響額を出すことは、ちょっと困難ではないかなというふうに考えております。

それから、最後の税負担の軽減措置につきましても、これも従来とられてきておりました軽減措置、これを延長するという趣旨でございますので、従来と比べての影響額はないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について（平成 30 年 3 月 31 日専決第 1 号））は、原案のとおり承認されました。

日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（H30.3.31 専決第 2 号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（平成 30 年 3 月 31 日専決第 2 号））を議題とします。

承認第 2 号について、当局の説明を求めます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 2 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、法律の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されたことなどに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず1点目は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものです。国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額給付し、市町村では、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付する仕組みに変更となります。このことによる課税額の定義を整理するものでございます。

2点目は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しをするためのものでございます。

3点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、マイナンバーを活用した情報連携の本格運用に伴い、倒産や雇い止め等による非自発的な離職をした特例対象被保険者等の申告書について、証明書の添付を緩和するものでございます。

以上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本議員。

9番（岡本義次君） 第23条第1項の中で、54万円が58万円、そして2号の中で27万円が27万5,000円。3号の中で49万円が50万円と変更になったわけですが、この変更によって、どのような影響が出てきますか、そこらへんについて述べてみてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 今回の限度額の引き上げ、54万円から58万円の影響額でございますけれども、現在、限度額54万円を超える世帯が27世帯ございます。そして、58万円に4万円上がることによって、影響を受ける世帯は23世帯となります。その4世帯におきましては、この58万円以内の増減となってくるものと思います。

これは、平成29年度の税率によって、今、算定をさせていただいておりますので、平成30年度の税率改正においては、また、若干、変わっていくものと思っております。

それと、軽減ですね、5割軽減と2割軽減の限度額の引き上げによって、影響でございますけれども、まず、5割軽減でございますけれども、現在、世帯数が416世帯、改正後におきましては427世帯ということで、11世帯増えます。そして、2割軽減でございますけれども336世帯が334世帯と、これは2世帯減ることになります。この2世帯減るものは5割軽減のほうに移るということでございます。

そして、介護納付金のほうの分でございますけれども、この5割軽減におきましては、137世帯が141世帯と4世帯増えます。そして、2割軽減におきましては、134世帯が132世帯と、これも2世帯減りまして、この2世帯減った分は5割軽減のほうに入るというこ

とでございます。

それぞれ、基礎課税額高齢者支援金分の軽減分につきましては、9世帯の方が影響ございます。

介護納付金につきましては、2世帯の方が影響ということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10番、金谷議員。

10番（金谷英志君） このたびの改正について、町長が説明されたように、都道府県化の条例化ということですが、1つ基本的なことをお伺いしたいんですけれども、国保税の重税感についてお伺いしたいんですけれども、どういうふうな認識があるかということです。

厚生労働省の調べでは、国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半がピークでしたけれども、下がり続けて、今、130万円が平均らしいです。

一方、一人当たりの保険税が1990年代が6万円から7万円だったものが2000年代以降からは8万円から9万円。逆に国保税は、所得が減るのに上がるというふうな状況です。

また、国保税の負担率ですが、ほかの医療保険、比べて見ましても国保税が9.9パーセント。後期高齢者医療が8.4パーセント。協会けんぽが7.6パーセント。組合健保が5.3パーセントということですから、国保税が負担率も高いと。約1割ぐらいが国保税になってしまうと。いわゆる一月働いて、一月分が大体ですけれども、国保税に充てられるということですから、こういう重税感があるかどうか、ちょっと認識をお伺いしたいんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵逄典章君） その重税感という、一人一人の感じる問題でありまして、これが幾ら軽減されても、なかなか税という名目、形になっていますから、それに対しては、決して軽いというふうには誰も思われなと思います。

ただ、中身を、やっぱり皆さん理解をしていただかなければならない。

医療給付が非常に増えております。医療費が、年々、まだまだ、日本においては増えているという現状であり、その中で、国民皆保険の中で、そうした社会保険等なりに入れないう方々についての国民健康保険という保険です。これは、本来、だから税というより、私は、これは保険料だというふうに、認識はしているんですけれども、その中で、そうした低所得者に対する軽減措置というのを、それぞれとって、今回も7割、5割、2割、そういうような軽減措置がとられているという、そうした低所得者に対する配慮もされた中で、運営を行っている形でありますので、病気に、大きな手術をし、そういう場合には、こういう保険によって、高額医療等、当然、限度額を設けて、十分誰でもが、そうした高度医療も受けれるような日本の保険制度というのは、やはりこれは、世界的にも、かなり進んだ制度ではないかなと、私は思うわけです。

そういうことで、できる限り、医療費の軽減を、逆にしていかないと、給付額をですね、

この保険料も下げることができない。そういうことで、健康づくりとか、医療費の軽減、こういうことが非常に、一人一人が、こういう、その点、十分に認識をしながら、自分たちの医療費が保険になっているという、この現実について、よく認識をしていただくことが大事かというふうに思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

10 番（金谷英志君） はい。

議長（山本幹雄君） ほか、質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷議員。

10 番（金谷英志君） 承認第 2 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

このたびの条例改定は、国が国保の保険者となり、町の国保行政を統括、監督する制度の導入によるものですが、この制度は、市町ごとの年齢調整後の医療費水準を明示し、それを納付金の負担額に直接反映させることで医療給付が増えれば、保険税負担に跳ね返るという給付と負担の関係を一層明確にするのが狙いです。

この制度のもとで、町は、納付金の完納が義務づけられます。滞納者が増えて保険税の収納額が予定を下回った場合も納付猶予や減額は認められず財政安定化基金から貸付けを受けるよう指導されます。

こうした仕組みが滞納者への差し押さえや保険証の取り上げなど、納付対策の強化に町を駆り立てる動機となります。

そのことで医療費水準に見合った保険税に引き上げよ。滞納分は繰り入れで補うのではなく、住民に負担させよなどの突き上げを国と県から受けることとなります。

この条例改定は高すぎる国保税の負担軽減ではなく、重税を顧みない徴税強化になります。

以上を指摘して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほか討論ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 8 番、石堂議員。

8 番（石堂 基君） 承認第 2 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、提案説明でもありましたように、平成 30 年度から国民健康保険の運営が県の運営主体となり、それによって、市町が納付金あるいは交付金という形での財政システムが樹立されるということでもあります。

それに先だって、本町の税条例において、県下の税条例の形態に合わずべく応益応能割の見直しであるとか、今回、提案されておりますとおりに限度額、それぞれ 54 万円が 58 万円、あるいは軽減負担判定の見直し等が行われる内容になっています。

このことは、すべからく、本町が県に対して納付金を納める際に、必要な財源を確保する、当然、正しい形の改正であるというふうに思います。このことを放置することによって、当然のことながら税収の減額、あるいは標準に満たない財源収入しか得られない。そうなった場合、県に対する納付金というのは、当然、従来のように、基金からの借入というふうな方向も示されていますけれども、さらに不足の部分については町単独で一般財源からの繰り入れという形になろうかと思えます。

そうすることによって、被保険者以外に対する負担というのが、さらに今以上に増加するわけでありますので、今回の改正は、必要に求められ提案されているものであり、これを認めるものであります。

さらに言えば、先ほど、質疑の中にも当局の答弁でありましたように、本来、この保険制度を維持していくために、本町、佐用町のように非常に保険規模が小さく、財政的にも脆弱な市町、こうしたものの将来的な課題を抱えていることを全国的に認識された中で、今回の運営方法の変更の見直しが行われているものであり、これには必要な措置かというふうに思います。

さらに言えば、再度言いますけれども、本町において必要なことは、そうした財源の生み出しを見直す。これは、当然のことながら、被保険者の負担であるというのは、これは従前と変わりがないところであります。

さらに強く求められるのは、医療費の予防、そうしたことに対して、いかに町が事業を展開していくか。これは、先ほどの答弁の中にも明確に示されたとおり、今後、さらに強めていただけることも期待をしております。

以上、申し上げて賛成の討論とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 2 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 2 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（平成 30 年 3 月 31 日専決第 2 号））は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（8 号・H30.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（1 号・H30.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 6 号））

- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（6 号・H30.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（5 号・H30.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（3 号・H30.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（4 号・H30.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（1 号・H30.3.31 専決第 15 号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8 に入ります。

日程第 8 から日程第 20 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号・平成 30 年 3 月 31 日専決第 3 号）から、日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号・平成 30 年 3 月 31 日専決第 15 号）までの 13 件を、一括議題とします。

承認に対する当局の説明を求めます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 3 号から承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第 3 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,730 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 127 億 8,312 万 3,000 円といたします。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により、ご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、589 万 3,000 円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税は、それぞれ 579 万 5,000 円、34 万 6,000 円の増額。軽自動車税、町たばこ税は、それぞれ 23 万 7,000 円、9 万 3,000 円の減額。入湯税は 8 万 2,000 円の増額でございます。

地方譲与税につきましては、5万7,000円の増額で、うち、地方揮発油譲与税は511万1,000円の減額、自動車重量譲与税は516万8,000円の増額でございます。

利子割交付金は、220万8,000円の増額。

配当割交付金は、319万7,000円の増額。

株式譲渡所得割交付金は、713万5,000円の減額。

地方消費税交付金は、1,424万8,000円の増額。

ゴルフ場利用税交付金は、520万4,000円の増額。

自動車取得税交付金は、494万円の増額。

地方特例交付金は、27万9,000円の増額。

これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、9,310万円の増額。当該年度特別交付税の交付額の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、24万2,000円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、24万1,000円の増額でございます。うち、分担金は56万1,000円の減額で、負担金は80万2,000円の増額であり、各種負担金の精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、281万9,000円の増額であります。うち、使用料は103万4,000円の増額で、各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料は178万5,000円の増額で、窓口における諸証明手数料など、実績に基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、2,579万1,000円の減額でございます。うち、国庫負担金、国庫補助金は、それぞれ1,171万4,000円、1,419万3,000円の減額。国庫委託金は11万6,000円の増額であり、国庫支出金につきましては、民生費・土木費など、各事業費の精査によるものであります。

県支出金につきましては、4,844万7,000円の減額であります。うち、県負担金、県補助金は、それぞれ1,781万1,000円、3,073万4,000円の減額。委託金は9万8,000円の増額。国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものです。

財産収入につきましては、759万円の増額であります。うち、財産運用収入、財産売却収入、それぞれ、11万8,000円、747万2,000円の増額でございます。

寄附金につきましては、63万1,000円の減額で、ふるさと応援寄附金の減額でございます。

繰入金につきましては、75万円の増額であります。うち、特別会計繰入金は、メガソーラー事業収入特別会計繰入金の増額などにより133万3,000円の増額。基金繰入金は58万3,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、2,722万1,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は、町税延滞金の実績見込みにより38万3,000円の増額でございます。町預金利子は40万5,000円の減額。受託事業収入は11万2,000円の増額。貸付金元利収入は30万3,000円の減額でございます。雑入は、各収入の実績見込みを積み上げた結果、2,743万4,000円の増額でございます。

町債につきましては、6,820万円の減額で、それぞれ、充当事業の精査によるものでございます。

次に歳出でございますが、一般会計及び特別会計共通して、各予算の精査を行いました。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。予算書4ページをご覧ください。

議会費につきましては、94万6,000円の減額でございます。

総務費につきましては、7,735万9,000円の減額。総務管理費6,817万円、徴税費712万1,000円、戸籍住民登録費201万8,000円、選挙費5万円の減額でございます。

民生費につきましては、2億2,316万4,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は、1億7,268万6,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金の減額や障害者福祉費の重度障害者医療費などの実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は4,221万3,000円の減額で、乳幼児等医療費及び保育園費の実績見込みによる減額が主なものでございます。災害救助費は826万5,000円、人件費の減額でございます。

衛生費につきましては、6,674万7,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は5,191万5,000円の減額。主な内容は、各事業の実績見込み、簡易水道事業特別会計繰出金などの減額でございます。清掃費におきましても、事業精査により1,483万2,000円の減額であります。

農林水産業費につきましては、4,415万7,000円の減額。農業費及び林業費におきまして、各事業等の実績見込みに基づき、それぞれ2,784万7,000円、1,631万円の減額でございます。

商工費につきましては、623万6,000円の減額で、事業の精査とともに、特別会計繰出金の精算見込みを計上いたしております。

土木費につきましては、9,596万1,000円の減額でございます。うち、土木管理費は841万9,000円の減額。道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましても、各事業の実績見込みに基づき、それぞれ3,256万8,000円、763万円、5万4,000円の減額でございます。下水道費は4,295万7,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金でございます。住宅費におきましても433万3,000円の減額でございます。

消防費につきましては、西はりま消防組合負担金の精査など、1,864万1,000円の減額であります。

教育費につきましては、4,345万6,000円の減額でございます。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項全て、事業の精査により、それぞれ358万円、617万4,000円、628万4,000円、1,488万9,000円、1,252万9,000円の減額であります。

災害復旧費につきましては、251万9,000円の減額で、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、それぞれ91万9,000円、160万円の減額でございます。

公債費につきましては、4億9,669万7,000円の増額でございます。元金は、繰上償還の原資といたしまして5億677万3,000円を増額、利子は1,007万6,000円を減額いたしております。

諸支出金につきましては、9,979万円を増額。基金費におきましては、減債基金の任意積立1億円の予算措置を行っております。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第4号、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,843万9,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

メガソーラー用地賃貸料につきまして、161万3,000円を増額でございます。これは秀谷太陽光発電所の用地であります町有地28万2,894平米を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付け、その賃借料として、合計161万3,000円と確定したためでございます。

次に、歳出でございます。

繰出金につきまして、161万3,000円を増額でございます。歳入である、用地賃貸料の

増額にあわせて一般会計への繰出金を増額するものでございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第5号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,836万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,473万5,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、1,678万8,000円の減額でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税が1,617万6,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が61万2,000円の減額で、実績見込みを計上いたしております。

一部負担金につきましては、4,000円の減額。

使用料及び手数料につきましては、手数料3万2,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、1,125万4,000円の増額で、交付決定額に基づき、国庫負担金におきましては2,294万6,000円の増額、国庫補助金につきましては1,169万2,000円の減額でございます。

療養給付費等交付金につきましては、4,827万3,000円の減額で、交付決定額に基づくものでございます。

前期高齢者交付金につきましては、1,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、3,183万2,000円の減額でございます。うち、県負担金におきまして597万3,000円の減額、県補助金におきましては2,585万9,000円の減額で、それぞれ交付決定額に基づくものでございます。

共同事業交付金につきましては、5,747万円の減額。

財産収入につきましては、1,000円の減額でございます。

繰入金につきましては、9,633万6,000円の減額でございます。うち、他会計繰入金におきまして9,633万5,000円、基金繰入金におきまして1,000円、それぞれ減額をいたしております。

繰越金につきましては、1,000円の減額。

諸収入につきましては、112万円の増額であります。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては109万1,000円、雑入におきましては2万9,000円、それぞれ増額をいたしております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。

総務費につきましては、184万3,000円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績に基づき、総務管理費で174万9,000円、徴税費で8万9,000円、運営協議会費で3,000円、趣旨普及費2,000円、それぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、1億3,060万3,000円の減額で、内訳は、給付実績の確定による療養諸費におきまして1億362万2,000円、高額療養費2,571万9,000円、移送費10万円、出産育児諸費84万1,000円、葬祭諸費30万円、結核医療付加金2万1,000円をそれぞれ減額をいたしております。

共同事業拠出金につきましては9,298万6,000円の減額で、実績見込みに基づき計上をいたしております。

保健事業費につきましては、126万4,000円の減額で、実績に基づき計上いたしております。うち、特定健康診査等事業費におきまして91万5,000円、保健事業費におきまして34万9,000円、それぞれ減額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして166万8,000円の減額で

ございます。

予備費につきましては、1,000万円、皆減をいたしております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第6号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,837万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,388万円に、改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1,372万4,000円の減額で、保険料額の実績によるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料1万2,000円を増額いたしております。

県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき19万9,000円を増額いたしております。

繰入金につきましては、事業完了に伴う他会計繰入金におきまして488万6,000円の減額をしております。

諸収入につきましては、2万3,000円を増額で、内訳といたしまして延滞金、加算金及び過料で2,000円を減額、償還金及び還付加算金におきまして6,000円、雑入におきまして1万9,000円、それぞれ増額をいたしております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費で26万1,000円の減額。

保健事業費につきましては、7万1,000円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定により1,793万1,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては、6万円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金におきまして5万9,000円を減額、繰出金は1,000円の皆減でございます。

予備費につきましては、5万3,000円の減額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,870万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,573万9,000円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ39万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ371万4,000円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料におきまして33万4,000円を増額で、実績見込みに基づく計上でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金2万3,000円を減額。認定審査会受託金の予算整理でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料6,000円を増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、1,703万4,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、過年度分の予算整理で1,000円を減額。国庫補助金におきましては、調整交付金などの予算整理で1,703万3,000円の減額でございます。

支払基金交付金につきましては、地域支援事業支援交付金などの予算整理で、112万8,000円を減額いたしております。

県支出金につきましては、4,000円の減額。うち、県負担金が1,000円の減額、県補助

金が 3,000 円の減額、それぞれ予算整理でございます。

繰入金につきましては、精算によりまして、一般会計繰入金 1,087 万 7,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、2 万 3,000 円の増額であります。うち、延滞金、加算金及び過料につきまして 2,000 円の予算を皆減。雑入におきましては 2 万 5,000 円の増額で、食の自立支援事業利用料等、実績によるものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございます、2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、228 万 3,000 円の減額でございます。うち、総務管理費におきまして 197 万 9,000 円の減額、介護認定審査会費におきましては 28 万 1,000 円の減額、運営協議会費におきましては 2 万 3,000 円の減額、それぞれ実績に基づくものでございます。

保険給付費につきましては、6,273 万 1,000 円の減額であります。うち、介護サービス等諸費が 5,136 万 1,000 円、介護予防サービス等諸費が 594 万 3,000 円、その他諸費が 7 万 9,000 円、高額介護サービス等費が 88 万 7,000 円、特定入所者介護サービス等費が 432 万円、高額医療合算介護サービス等費が 14 万 1,000 円、それぞれ実績による減額でございます。

地域支援事業費につきましては、510 万 1,000 円の減額であります。うち、介護予防・生活支援サービス事業費が 268 万 9,000 円、一般介護予防事業費が 51 万 7,000 円、包括的支援事業費が 47 万 3,000 円、任意事業費が 141 万 9,000 円、その他諸費が 3,000 円、実績によりましてそれぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては、4,146 万 8,000 円、任意積立金の追加計上でございます。

諸支出金につきましては、5 万 6,000 円を減額、償還金及び還付加算金等の精算に基づくものでございます。

続いてサービス事業勘定について、ご説明を申し上げます。

予算書 23 ページ、歳入でございますが、サービス収入につきまして 39 万 6,000 円の減額、予防給付費収入、及び介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費におきまして 11 万 7,000 円の減額で、居宅サービス事業費、及び介護予防・日常生活支援総合事業費の実績でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を精算見込みによりまして 27 万 9,000 円減額いたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 5 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 475 万 9,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 925 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。

事業収入につきましては、194 万 2,000 円の減額であります。内容は、生活扶助費及び施設事務費の精算による減額でございます。

寄附金につきましては、1 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算によりまして、274 万 3,000 円の減額であります。

諸収入につきましては、8 万 4,000 円の減額。うち、受託事業収入が 4 万 7,000 円の減額、雑入が 3 万 7,000 円の減額、それぞれ実績に基づくものでございます。

次に歳出でございますが、民生費につきまして、471 万 9,000 円の減額であります。老人ホーム費におきまして、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、4万円の減額。不用額の整理であります。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第9号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,471万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,984万3,000円に改めるものであります。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

使用料及び手数料につきましては、218万円の増額で、使用料の精算によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,059万7,000円の減額で、精算によるものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債1,630万円の減額で精算によるものでございます。

次に、歳出でございしますが、簡易水道事業費につきましては、3,461万7,000円の減額でございします。うち、管理費におきまして1,369万4,000円の減額で、各水道施設の維持管理経費の精算によるものでございします。建設改良費におきましては2,092万3,000円の減額で、委託料、工事請負費等の精算によるものでございします。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第10号、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算につきましての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,143万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,312万7,000円に改めるものであります。

まず、歳入からご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、267万2,000円の増額で、主に加入負担金の実績であります。

使用料及び手数料につきまして、196万円の増額で、使用料等の精算が主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4,295万7,000円の減額で、精算によるものであります。

諸収入につきましては、5,000円の減額、町債につきましては、310万円を減額いたしております。

次に、歳出でございしますが、公共下水道事業費につきましては、4,126万1,000円の減額であります。うち、管理費におきまして2,698万5,000円の減額で、各施設の維持管理に係る需用費及び委託料、工事請負費等の精算によるものでございします。事業費につきましては1,427万6,000円の減額で、建設改良費、工事請負費等の精算によるものであります。

公債費におきましては、6万9,000円の減額で、町債償還利子の支払い見込みによるものであります。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第11号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,134万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,560万1,000円に改めるものでございします。

まず、歳入からの説明を申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、20万円の減額で、加入負担金の実績によるものであります。

使用料及び手数料につきましては、122万8,000円の減額で、使用料等の精算が主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金985万3,000円の減額で、精算によるものであります。

諸収入につきましては、雑入5万9,000円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,124万円の減額でございます。うち、浄化槽管理費におきましては20万円の減額で、浄化槽管理委託料の精算によるものでございます。農業集落排水施設管理費におきましては804万円の減額で、各施設の維持管理費に係る需用費及び委託料、工事請負費等の精算によるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、委託料及び工事請負費300万円を減額いたしております。

次に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第12号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算(第5号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ24万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億707万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

野外活動センター使用料につきましては、3万4,000円の増額で、グループ用ロッジの利用増によるものでございます。

一般会計繰入金につきましては、6万円の減額で、主に人件費の減額によるものであります。

諸収入につきましては、21万9,000円の減額で、家族用ロッジの収入減による減額、14万4,000円が主なものでございます。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、24万5,000円の減額であります。内容については、社会教育総務費におきまして50万円の減額。職員手当等20万7,000円の減額、臨時職員賃金23万3,000円の減額が主なものでございます。グループロッジ運営費におきましては11万1,000円の増額で、使用料等の増額にとまなうものでございます。天文台公園運営費におきましては14万4,000円の増額で、消耗品費100万6,000円の増額、電気料27万7,000円の減額、役務費9万4,000円の減額、宿直員に係るシルバー人材センター等業務委託料10万4,000円の減額が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第13号、平成29年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第3号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ837万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,072万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、1,091万8,000円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、入浴料は増額となりましたが、宿泊料をはじめ、食事料、食堂売上料、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、236万5,000円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の増額であります。

諸収入につきましては、17万4,000円の増額で、雑入その他が増額したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、837万9,000円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査し、主には需用費・役務費・委託料・備品購入費・公課費などを減額いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第14号、平成29年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第4号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ104万円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,213万8,000円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

診療収入につきましては、100万円の増額でございます。内訳は、保険診療報酬収入の増額であります。

繰入金につきましては、204万1,000円の減額であります。内容は、一般会計繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては、1,000円を皆減。

諸収入につきましては、2,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、各費目を通じまして、実績による整理が主な内容でございます。

総務費につきましては、83万4,000円の減額。主なものといたしましては、報酬の歯科医師報酬を30万円、職員手当の時間外手当を15万5,000円、臨時職員賃金を20万円、それぞれ減額をいたしたものでございます。

医業費につきましては、20万6,000円の減額でございます。主なものは、需用費の修繕費を18万5,000円、医薬材料費を11万7,000円、それぞれ減額し、委託料の歯科技工委託料を14万6,000円増額したものでございます。

以上で、佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第15号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,664万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,077万2,000円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

財産収入におきましては、3,660万6,000円の減額であり、これは、さよひめ団地、広山団地、茶屋区画、下徳久区画の6区画が売却できなかったことによるものであります。

繰越金におきましては、3万7,000円の減額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000円の減額で雑入を皆減いたしております。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、4,219万1,000円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・役務費・委託料・積立金を減額いたしております。

公債費につきましては、543万2,000円の増額で、町債償還元金の増額であります。

予備費につきましては、11万5,000円の増額を計上いたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、それぞれ一般会計並びに各特別会計につきましては専決処分をさせていただいた内容につきまして、説明をさせていただきました。これで終わらせていただきます。

した。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとります。再開を 11 時からとします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただ今議題にしております承認第 3 号から承認第 15 号までにつきましては、本日即決といたします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願ひします。

それでは、日程第 8、承認第 3 号、専決処分承認を求めることについて（平成 29 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林議員。

5 番（小林裕和君） 3 点ばかりだけ、ちょっとお伺ひします。

説明で、平成 29 年度の精算見込み並びに事業の確定等々の説明がありました。

これで平成 29 年度の事業も、ほぼ終わりですけれども、まずは、27 ページ、総務費の総務管理費の財産管理費の委託料、測量調査設計委託料、当初、町有地の地籍確定ですね、境界の確定作業ということで 5 カ所上がっていたんですけれども、これが、当初 600 万円から 470 万円、1 件か 2 件になったんじゃないかなと思うんですけれども、これの、その傾向いいますか、経過を、まず教えていただきたいと思ひます。

それから、34 ページ、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、結婚新生活支援補助金です。これが 3 分の 1 ぐらいに減っています。これは、当初見込みで上げていると思うんですけれども、これも傾向なんですけれども、結婚する人が少ないのか、それとも、結婚新生活支援補助金の内容が周知できていないというのか、わからなかったのか。それとも、補助対象となる条件が、なかなかうまく整合しなかったのか。どうなのかというのを、ちょっと、お伺ひしたいなというふうに思ひます。

それと、48 ページ、農林水産業費、農業費の農産物処理加工施設運営費の工事請負費、上月の豆腐工場をつくるという当初の計画です。これ、工事請負金額の全額、今回、補正で落ちている。これの理由を、ちょっと教えていただければと思ひます。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、まず 1 点目、27 ページの財産管理費の委託料、測量調査設計委託料でございます。これは、当初予算等で、前年は概略で町の財産等で測量等が必

要な場合ということで、毎年は100万円、当初予算、例年では、上げさせていただいておりましたが、平成29年度につきましては、今、議員おっしゃられましたように、それぞれ町有地の販売等で測量が必要になろうということで、600万円、500万円の増で、これも概略予算でございますけど試算をしておりました。実質、平成29年度、そういったことで、いろいろな事業等も含めながら販売戦略をいたしました。その中で、手布の団地のみが、これも報告をさせていただいたと思いますけど2区画販売等が進んで、結果的に売れたわけですけど、その段階で、申し込みがある段階で、その場所のみの平成29年度については、測量をさせていただきまして、その結果、精査する中で、ほかにも予算、当初予算設けておりましたが、ご希望ございませんでしたので、最終的に、そこの手布部分のみの測量委託料の支払い。そして、予算計上しておりました額につきましては、全額、今回、専決で実施をしなかったということで減額をさせていただきました。そういう状況でございます。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。
じゃあ、次。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） それでは、34ページの負担金補助及び交付金、結婚新生活支援補助金の補正の件でございますけれども、当初予算といたしまして、当時、補助対象の上限が18万円ということでしたので、その23件分の414万円を予算計上をさせていただいておりました。

それで、実際に申請がございましたのが、4件ということでしたので、その差額分を今回減額とさせていただいております。

その4件の内訳ですけれども、住居賃貸費というのが3件、それから、引っ越し費用が1件ということでございます。

それで、この新婚新生活の補助要綱なんですけれども、まず、対象者でございますけれども、平成29年2月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を出された方ということで、夫婦の合算した所得額が340万円という所得制限がございます。

それから、対象となる費用なんですけれども、まず、1点としては、新規の住宅取得費、それから、新規の住宅賃貸費用、あと引越し費用、その3点の費用が補助対象ということになってございまして、まず、その所得制限、それから、対象となる費用という部分で実際に申請された方が、平成29年度中には、今言いましたような3件の方ということの実態ということでございました。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
はい、次。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 失礼いたします。

48 ページの農産物処理加工施設運営費の工事請負費でございますけれども、これにつきましては、当初予算でご質問にありましたように、上月の豆腐の加工場ということで予算化させていただきました。

で、平成 29 年度に入りまして、その場所、上月での再建設ということで、協議のほうを重ねてまいりましたけれども、その中で、佐用町全体の直売所構想といったお話がございます。その中で、ふれあいの里、南光ひまわり館交えた中で、経営統合を今後進めていく必要があるのではないかとといったお話が、こちらのほうも提案させていただき、直売所のほうでも、その話を進めていこうという機運が高まっております、そちらのほうで協議をしていただく中で、豆腐の加工場等につきましては、直売施設の近くのほうがいいのではないかとといった意見等ございまして、今現在のところに再建築するということが経費的に無駄な投資になってしまうのではないかと懸念がございましたので、協議の結果を待つ場所を決めようということで、予算の執行を停止しております。

その結果といたしまして、まだ、平成 29 年度なんですけれども、直売所関係者の経営者の方、3 名の方、中心にお話のほうを進めていただいておりますけれども、今現在、まだ、場所が未定。それから、経営統合が現実はどうという計画についても、まだ、詳細な部分までお話ができてございませんので、それが、整った段階で、再度、予算計上という形で、今後、将来的にさせていただきたいということで、平成 29 年度におきます執行というのは控えさせていただきました。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） すみません。さっき議長が言うたように、よろしいか言われて、俺、何も言わなかったんやけど、3 点について、さかのぼって聞いたらだめやね。今のこの件だけやね。今聞けるのは。

議長（山本幹雄君） いやまあ、いいけども…、はい、いいですよ。してください。

5 番（小林裕和君） 最初、その結婚新生活の支援補助金、この補助の対象になるのは、そういう申請しか、4 件しかなかったということ。この対象となる条件が逆に申請しにくい条件なのか、どうなのか。これは、地域の少子化対策を図ることを目的につくっているもので、ちょっと、そのへんの傾向みたいな、傾向いうのか、状況がわかれば、若干、ふれただけいたらありがたいんですけども。

それと、上月の豆腐の加工場、まあまあ統合の話は、以前から正式な場かどうかはわかりませんが、そういう話が出ていて、それで、なおかつ平成 29 年度で当初予算で上げた。その話がまとまってないし、場所的に効果じゃないというので、平成 29 年度は執行をとりやめたということなので、そのへんのところは、今、ふっと聞いていて、当初から、そういう話はあったのじゃないかな。なおかつ平成 29 年度に上げたんじゃないのかなというふうに、ちょっと思う。

それと、上月の施設からすれば、豆腐の加工をして生産体制をつくって売り上げを伸ばしていこうという意欲がある中で、そういう延ばしたということになって、そのへんのと

この施設との営業の思いといいますか、そのへんとの少し若干ずれが出てくるのではないかなと思うんですけど、そのへんはいかがなのですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） まず、結婚新生活補助の件なんですけれども、ちょっと、今、手元のほうで、平成 29 年度中の先ほど言いました、婚姻届が出た件数というのは、ちょっと把握をしておりますが、住民課の戸籍の係、それから、私ども健康福祉課の係のほうで、婚姻届が出ましたら、その段階で、この制度について、PRをして説明のほうをさせていただきます。

そういった中で、対象の方には、今言いました補助を出しているんですけれども、それと、あと商工観光課のほうで住宅を新築なり、空き家の住宅を購入された場合の補助の制度がございまして、そちらのほうが有利である場合には、両方の制度を使うということができませんので、商工観光課のほうの制度をご紹介してご利用のほうをしていただいているということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 上月のふれあいの里上月、昨日、平成 30 年度株主総会がありました。平成 29 年度の決算が議題だったんですけれども、施設そのものが、今、小林議員お話のように、以前から既に、相当老朽化してきて、豆腐の加工場だけではなくて、味噌の今、加工しているところの施設、これ木造でつくっていますから、相当腐っている部分があったりして、何とか、この施設を整備し改築しなければいけないという状況になっております。

ただ、全体を考えると、今、先ほど、課長が言いましたように、佐用町の 3 施設、それぞれが運営している中で、これ経営的にも、今後、人手不足も非常に厳しいものがありますし、継続してこれをするためには、やはりもっと施設そのものを合理的なものに経営していかないといかんだろうし、施設もそれぞれで建てかえていくということは、なかなか難しいと。

豆腐、昨年度予算として上がっていた時に、特に、豆腐をつくっているところの施設が老朽化が激しくて、何とか緊急にやらなきゃいかんだろうかなというような上月の野村社長のほうも、その部分だけでもという話が、先に上がってきたんですけどね。

それと、豆腐について、昨日も取り引きで、かなり話があって、そこで量的にも継続して出していくというようなことが、少し、そういう話があったようですけれども、実際、つくってみて、なかなかうまくいかなかったところもあります。

豆腐自体は、非常に生産技術というのが難しいところがあります。そのために、やはり中途半端なものをつくっても、また、計画もそういうきちと計画ができない中でやれば、当然、二重投資、無駄な投資にもなりますし、上月の今の加工場、豆腐だけではなくて、味噌蔵も含めて、味噌の加工場ほかのものも含めて、蔵のほうはああして整備をこれまでして

きたものですから、あの場所で、その加工場の施設の改築を行っていくのが、一番妥当ではないかと、私は思っているんですけども、そのこと自体も、今後、他の施設を、じゃあどうするのか。

今までどおり三日月は、三日月でのみそを中心にして、あれの生産を残すのか、南光のほうは油を搾るほうの機械なので、それは、経営的な統合があったとしても、施設としては、あそこの場所を使うということも、これも合理的なという感じはしますけどね。

上月に関しては、特に、全体が木造で非常に老朽化が激しいので、どちらにしても統合が先にいくとしても、将来を見越して上月の今の施設を改築をしていくということ、これはできるだけ早く手をつけないと、ちょっと、施設そのものが、もう耐用年数が完全に来てしまって、生産に今度支障が出てくるような全体になりますと、これまで築いてきたお客さんへの商品の提供、こういうことができなくなります。

全部つぶして、例えば、建てかえるとしても、生産を継続しながら建てかえなきゃいけないので、場所的にも同じ場所につくるんじゃないかと、ほかに、そういう作業場をつくって、そちらに移転して、今のところをつぶすというような、そういうような方法を考えないといかんので、あまり豆腐のとこだけを先にするということは、ちょっと、これはあまりにも計画的に、そのへんが無駄な投資になるということで、待たせたと。それは、延期したというのが現状です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本議員。

9番（岡本義次君） 8ページ、町民税の個人、滞納繰越分で三角の40万7,000円。法人が8万6,000円、三角。そして、固定資産税が三角の465万4,000円。軽自動車税、三角23万7,000円。これ、当初上げた時のパーセンテージが、これ予算書の中で、前回、いわゆる15パーセントとか上げておりましたけれど、こうやってできていなかったら、そのパーセンテージが、若干落ちて来るんじゃないかと思うんです。それが、幾らぐらいになったんかということ、それから、総件数が、当初上げた総件数から今現在残っておる件数が幾らなのか、幾らぐらい改善できたんかということ、大口の人も何ほかでも減らして行って、今、大口の人が何ぼぐらいの金額かということ、そういうやつわかれば、お願いしたいと思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） ただ今の質問についてでございますけれども、全て4税とも減額ということになってございます。

これにつきましては、当初予算の時点で、翌年度に滞納となる金額、それに、平成29年度の収納の見込みを掛けて当初予算を作成しておるんですけども、調定額、翌年度に繰り越した額の減少ということもございますけれども、収納の見込みのパーセントが当初予算を計上しました時点よりも落ちておる税目が多くあるということが原因でございます。

それでですね、具体的に申しますと、個人町民税につきましては、これにつきましては、

当初見込んでおったんよりも収納率が若干上がっております。

それから、法人町民税につきましては、当初、38.1パーセントを見込んでおりましたが、27.5パーセントに。

それから、固定資産税につきましては、25.2パーセントで見込んでおりましたが、22.3パーセントに。

軽自動車税につきましては、32.4パーセントで見込んでおりましたが、23パーセントということになってございます。

ただし、その現状におきましての収納の状況について申し上げますと、滞納繰越分の収納につきましてはですけれども、まず、個人町民税につきましては、調定額が2,190万4,000円。収納額が681万3,000円ということで、収納率31.1パーセントということになっております。これにつきましては、前年度が28パーセントでございましたので、3.1パーセント上昇しております。

それから、法人町民税につきましては、調定額36万3,000円に対しまして、収納額が10万円、収納率が27.5パーセントとなっております。これにつきましては、この収入未済額のうち、滞納処分ができない執行停止ということをしておりますものが、18万円ございまして、その影響もございまして、収納率が27.5パーセントにとどまっております。ただし、前年度の収納率は20.2パーセントでございましたので、7.3パーセントの上昇ということになってございます。

固定資産税につきましては、調定額が1億2,178万1,000円に対しまして、収納額が2,715万1,000円ということで、収納率が22.3パーセントとなります。これも前年度が19.7パーセントでございまして、2.6パーセントの上昇ということになってございます。

最後に軽自動車税につきましては、調定額275万8,000円に対しまして、収納額が63万3,000円ということで、収納率が23パーセントということになってございます。これにつきましては、前年度が28.1パーセントございましたので、5.1パーセント下がっておりますのでございます。

平成29年度滞納繰越分全体の収納率としましては、23.6パーセントということになる見込みでございまして、平成28年度が21.1パーセントということでしたので2.5パーセント上昇するということとなります。

もう1点、大口滞納者の件でございまして、大口と言いますが、どの程度かということもあるんですけども、一応、本税で100万円以上滞納となっている方が、件数にしまして、個人、法人含めましてですけれども、30件余りございます。その中には、分納という誓約をされまして、決まった額を計画的に納付されている方、それから、給与とか年金を差し押えしてございまして継続的に徴収している方。あるいは、先ほど、申しましたけれども、生活困窮ですとか、財産がないとかいうような形で執行を停止している方も、相当数ございまして、現状において納税折衝を繰り返しても、なかなか解決への方向が見い出せていないという方が10件程度かなというふうに認識しております。

こういった方につきましても納税折衝を継続しながら、それぞれ個々に応じた滞納整理を執行してまいっておるところでございまして。

その中で、昨年度、平成29年度から兵庫県のほうの個人住民税特別対策班の職員の派遣を受けまして、特に長期高額滞納者の滞納整理の取り組みを強化してございまして、生命保険の解約返戻金とか、給与とか、年金等の債権の差し押さえですとか、動産の差し押さえ、さらにそこからインターネットで差し押さえた物を公売というような形、近年、あまり実施していなかった取り組みも行ってございまして、全額徴収に至った事案も数件でございましてですけれどもあるという現状でございまして。

総件数に対しての率というのは、金額では、先ほど言いました率なんですけれども、件

数の率につきましては、現在、把握はできておりません。申し訳ございません。
以上です。

議長（山本幹雄君） はい、いいですか。

9 番（岡本義次君） はい。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本…。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9 番（岡本義次君） ページ 12 ページ、同じく 25 目の 15 節の町営使用料滞納繰越分、これ 28 万 8,000 円、これプラスね。それから、25 節の町営改良住宅使用料滞納繰越分、これ三角の 2 万 1,000 円、金額してておるんですけども、それが 55 節の定住促進住宅使用料滞納繰越分 1 万 6,000 円。それから、ページ 14 ページのコミュニティプラント施設使用料滞納繰越分 4 万 8,000 円。これらもいずれも対前年と比べて、やっぱり当初上げておった予算、率が違ってきておると思いますけれど、それらについては、幾らになったんかというのと、どれだけ改善できたのか。そこらへんについて見通しを述べてみてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 商工観光課の中石課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） それでは、お答えいたします。

まず、住宅使用料の滞納分でございますが、当初予算では、8.2 パーセントを徴収ということで、計上しておりました。結果として、23.9 パーセント徴収することができました。件数としては 13 名の滞納者があったんですが、11 名に減っております。大口の滞納といたしましては、24 月分で 48 万 7,000 円ほどの方が 1 名いらっしゃいます。それから、30 万円以上では、もう 1 件滞納があるという状況でございます。

それから次に、改良住宅の滞納分でございますが、当初、13.5 パーセントを見込んでおりましたが、徴収できましたのは 4 パーセントということで、当初より少ない実績というふうになっております。滞納者は 1 名でございます、21 万円ほどの滞納という形になっております。

次に、定住促進住宅についてですが、当初予算で 14 パーセントほど見込んでおりましたが、実績として 11.8 パーセントの徴収率ということでございます。滞納者につきましては 2 名ということで、平成 29 年度末も同じ 2 名という形になっております。大口につきましては、19 カ月分で 54 万円ほどの滞納者があるというような状況であります。

滞納者の方には、電話ですとか文書、それから訪問等で催告をして、完納がなかなか難しい方につきましては、連帯保証人も含めた納付相談を行って徴収をしているところでございますけれども、なかなか生活の状況とかいったものがありまして、計画どおりに、ちょっと徴収できていないという面もございます。今後とも、そういった納付相談を積極的

に行つて徴収してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森田課長。

上下水道課長（森田善章君） コミュニティの使用料でございますけれども、コミュニティプラント施設使用料でございますが、滞納繰越分、平成 29 年度、30 万 6,908 円、当初ございました。徴収額が 5 万 5,861 円ということで、徴収率にしまして 18.2 パーセント。昨年が 4.15 パーセントでしたので、対前年としましては、14.05 パーセント伸びております。大口としましては、15 万円、38 カ月の方が一番たくさん残っております。昨年が徴収率が 4.15 パーセントでしたので、今年度、平成 29 年度対象家庭 4 軒なんですけれども、4 軒を訪問いたしまして、分納誓約であるとか、納付計画、そういうようなことを、いろいろなことも踏まえてお話をさせていただきまして、今年、徴収率が 14.05 パーセント、額にしてはしておりますけれども、伸びておるのが実態でございます。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。
ほか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 18 ページ、15 節、林業費補助金の 424 万 9,000 円、これ三角で減つてございますけれど、これらについての、どういうことで減つたんかないのと。
それから、19 ページ、60 款の 15 項の 10 節、土地売払代金 585 万円。これは、どこの部分の土地を売つて、地目とか単価、相手とかかわったら教えてください。

議長（山本幹雄君） 18 ページ？

9 番（岡本義次君） 18 ページの…、

議長（山本幹雄君） もういっぺん、ちょっと、答弁できますか。大丈夫なん？
もういっぺん、18 ページのちょっと説明、きちつと、どこか示してください。

9 番（岡本義次君） 18 ページ、15 節、林業費補助金 424 万 9,000 円、これ少のうなつてございますけれど、これらについての、どうしてこうなったのかいう。

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長、よろしいか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい。

町長（庵途典章君） これは、林道の間伐とか、そういうことの、今、補助金をもらってやっている分、これが予算が、なかなか実際にこちらが予定している予算までは使わなかったということですから、それで、最終的にこちら、国のほうからの予算の配分の中で、こういう形になってきますから、そこはご理解いただきたいと思います。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） ちょっと、今、課長わからなかったら、また後でもいいんですけど、その分、森林整備のどう言うんですか、支援交付金が何件ぐらい平成 29 年度の分のできたんかどうかいということも、わかったら後でもいいですけど、教えてください。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） すみません。申し訳ございません。

先ほど、言われた分につきましては、国、県の補助事業の分でございます、4 事業体が、今現在、実施しております。

総事業費のうちの対象部分としまして、国が 50 パーセント、県が 25 パーセント、町が 25 パーセント持ち出す分でございます、その事業といたしましては、間伐が 173.9 ヘクタール。作業道が 2 万 1,710 メーター設置してございます。この分に対します実績に対する補助でございますので、減額となっております。実績に合わせての成果となっております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。はい、ほか。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、もう 1 点の 19 ページの土地売却代金の補正額 585 万円でございますが、この土地のほとんどが、ご存じのとおり久崎の交差点、従来、三叉路でしたが、災害と同時に町のほうも取得しまして四差路にするのに、町のほうが土地を全筆取得しておりました。その後、県のほうが国道の 373 の交差点改良をしていただくということで、県のほうが我々町の土地の部分も買いたい。買わせてくださいということで購入いただいた、その金額が 5 筆で総額で 570 万円。約 570 万円ほどが、今回、その 580 万円のうちの大きな収入のうちでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほか、質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 20 ページ、80 款の 25 項の 10 目の 15 節、住宅新築資金等貸付金元利収入の 29 万 1,000 円、三角ね、これも同じようにお願いします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。20 ページ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） まず、住宅新築資金分でございますけれども、予算につきましては、当初、滞納額に対して 2.2 パーセントの予算計上をしておりました。実際に入りましたのが滞納額に対して 1.3 パーセントという実績でございましたので、減額をさせていただきます。

次に、住宅取得資金分でございますけれども、滞納額に対して予算 3.9 パーセントを計上しておりましたけれども、実際には、支払いがなかったということで、ゼロパーセントでございましたので、予算分を皆減をしております。

あと、住宅建設資金分ですけれども、滞納額に対して 0.06 パーセント予算を組んでおったんですけれども、これにつきましては、実際に入りましたのが 0.0 パーセント入金をいただきます。

次に、生業資金貸付金元利収入はよろしいですか。

それで、この住宅新築資金なんですけれども、ご存じのように昭和 40 年代に対象となる地区の住宅の建設、宅地の取得等のために貸付けをしておる事業でございまして、それから年数がかかり経っておるということで、貸付けをした方がお亡くなりになったり、相続人の方がいらっしゃらなかったり、あるいは相続人がいらっしゃっても、その方が生活に困窮をされているという中で、実際に返済をさせていただいている方が少数でございますので、そういった現状になっております。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。
ほかありますか。

精算のあれなんで、専決なので、決算ではないので、そこらへんお含みの上、質疑してもらえますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） ほな、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 30 ページ、自治振興費が、当初、減ってございます。これらについては、何か、当初、どこか三日月のほうで統合するとか、3 年は暫定期間として置いてお

くとかと言われておりましたけれど、そこらへんと関連しておるのでしょうか。
ページ 30 ページの報酬のところです。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 森下課長。

総務課長（森下 守君） この減額につきましては、昨年の専決の時でも、ご質問いただいて、説明させていただいたと思うんですけど、町内 133 で、実際に自治会長が、こちらのほうに報告を受けて、自治会活動されているところが 131、2 集落は、私の出身でもありますが 1 集落と、もう 1 集落ございまして、そこが自治会長が存在しておりませんので、当初予算上は上げさせていただいておりますし、その分が、今回、減額、それ以外の増減等もありますので、減額をさせていただいている。その差でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほか、決算ではありませんので、そこらへんをお含みの上、質疑をお願いします。
ほか、ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 3 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 9、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第 1 号）に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めるこ

とについて、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 12、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 7 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 7 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 13、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 8 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 8 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 14、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第15、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第16、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 17、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、2 番、児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 先日、笹ヶ丘荘で働いていらっしゃる方からお聞きしたんですけれども、あそこの厨房というのは、前から滑りやすく危険な状態が続いてまして、何回か改善を申し入れていらっしゃるそうなんですけれども、先日、そこで、とうとう転倒された方がいらっしゃって、骨折というか、ひびいて、今はもう普通にされているそうなんですども、そういった危険な状態の職場、これは改良して、滑りにくくするというのですか、する計画か予定があるのかどうか。あるとすれば、それはいつごろ、それやられるのか、ち

よっとお聞きしたいと思います。

議長（山本幹雄君） 児玉議員ね、この案件は質疑ということで、質疑ということは、提案されたことに対する質疑ということになります。

今、児玉議員がされているのは、これ一般質問の質問のほうになりますので、今回、これ提案されていることに対する質疑ということ、今、求めていますので、それについて、何かありますか。

だから、この案件は、ちょっと、お控え願いたいと思います。今の質疑は、質問は。

2 番（児玉雅善君） はい。

議長（山本幹雄君） ほか何か質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） ページ1 ページ、収入は、1,091 万 8,000 円ほど減ってございますけれど、これら、当初の説明では、宿泊と食事が伸びなかったということでございますけれど、これは、どんなん、昨年、平成 28 年と比べて、どれだけ宿泊者が減ったり、食事の分が減ったんでしょうか。この金額について、これだけというのは、どんなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今回、予算額と比べて、収入が減っているということで、減額の予算をさせていただいておりますが、利用者数につきましても、ちょっと平成 28 年度からですと、宿泊で 570 人ほど、それから食事で 150 人ほど少なくなってきております。そういったことで、今回、減額の補正をさせていただいているということでございます。

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） その要因については、どんなんでしょうか。サッカー場は、子供たちが、あそこの上にテクノにできたから、その分が減ったという考えか、そこらへんについては、どんなんでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 確かに、今まで、笹ヶ丘を使って、テクノのサッカー場を御利用いただいていたチームとかのうちで、合宿場、テクノのほうにできた宿泊所のほうを利用されるということで利用がなかった団体もございます。

やはり、どうしても新しいところができますと、一度は、そちらを使ってみるというふ

うな状況ではなかったのかなというふうに思っております。

で、その当然、テクノのほうの宿泊施設については、サッカー場と近くにあるということでございますので、そこに負けずに、また、笹ヶ丘のほうへ帰ってきていただけるように、いろいろなサービスでありますとか、また、セールスといいますか、PRのほうを行って、元に戻るような形で頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 4ページ、歳出で賃金として35万円減額になっていますが、この要因は何でしょうか。

先ほど、児玉議員のほうから、けがをされた方があったので、その方、臨時の方だというふうに、ちょっと、私も間接的に聞きしております。そういう関係で、減額になったんでしょうか。お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 減額になったのは、特にけがが原因でというわけではございません。

当初予算と実績の精査ということで、減額をしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 実績の精査というのは、その臨時で働かれた方が、その賃金を払う分だけ働かなかったからということの理由なんですけど、その仕事ができなかったから、賃金として、お休みされて、そういう関係ではなかったんですかということをお尋ねしているんですが、全く関係ないんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 予算につきましては、きちきちの金額を予算しているわけでもありません。やはり、年間の全体の形で予算をしております。ですので、休んだからというわけではなくって、公務災害のほうの取り扱いもしておりますので、そのけがによって少なくなった理由で減額しているという理由ではございません。

議長（山本幹雄君） ほか、ありますか。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま審議を継続します。
ほか、質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号、専決処分の承認を求め
ることについて、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のと
おり承認されました。
続いて、日程第 19、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29
年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。質疑はありま
すか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 3 ページの歳入、診療収入、外来収入で、例年、この会計最後にな
りますからですが、収入が、保険診療収入が増加して、一般会計からの繰り入れが 200 万
円余り減額されるという、特別会計上の操作というのか、そういうことの実態なですけれ
ど、これは、診療報酬が、今回、この補正を上げなければならない事態になった要因を、
まず、1 つお尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 歯科保健特別会計につきましては、南光歯科保健センターが平
成 29 年度末をもって、一般診療を廃止するというので、平成 29 年度中に歯科保健セン
ターの診療にご利用になられた実の人数が、252 人いらっしゃるんですけども、2 月、
3 月に診療の区切りをつけますといいますか、完治をするということもございまして、当
初思っていたよりも 2 月、3 月に利用の方が増えたということで、今回、専決で 100 万円
増額をさせていただいております。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 期限を区切って、診療これで終わりですよ。だから、早く来てくださいねということで、いわゆる患者さんというのか、利用される方が増えたという実態だということなんですね。

実際、一般診療を廃止するという方針で、町が進んでおりますが、そういうふうの実態としては、利用をもっとしたいんだという声としては多くあったにもかかわらず、閉鎖してそういうことになっておりますけれども、そのことについては、一般診療については、どこの歯医者さんでもいいから行きなさいということで指導されておりますが、そこらへんの実態は、これに関係しますけれども、どんなふうに、今、なっていますか。ちょっと、微妙ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 先ほど言いましたように、一般診療につきましては、廃止をするという方向で、年度末、利用されている方については、事前にお知らせをさせていただく中で、継続をして治療が必要な方とか、あるいは定期的にお口の点検をしたいというような方がいらっしゃって、南光歯科センター以外の開業歯科医のほうに、ご利用されたいという方につきましては、紹介状のほうを作成して、お渡しをさせていただいて、ほかの医療機関で一般診療を受けていただくというこの勧奨のほうをさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 一般診療の内容なんですけど、患者さんの内容なんですけれども、障害がある人も、その施設まで行ける人は一般診療だというのが、町の基本的な考え方なんです。

で、障害のある方が、その一般のどこでも行きなさいと言われた歯医者さんで、ちゃんと対応ができていのかどうかいうことは、当局としては、どんなふうにつかんでおってですか。お尋ねします。

議長（山本幹雄君） うーん…、まあ、答えれる？

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 具体的に障害がある方が、開業医の病院のほうに行って、ご不便をされているということが、ちょっと、健康福祉課のほうには、そういう情報のほうが、今のところ入ってきておりませんが、もし、どうしてもご自分でとか、また、家族の介助をもってしても、歯医者の方を利用ができてにくい方につきましては、訪問診療という形で、ご訪問、ご自宅のほうで訪問をするという方法もございます。

ただ、歯の治療と言いますと、やはり機械が整ったりとか、設備が整っている場所での治療というほうが、患者さんのご負担をかけないというようなことになるかなとは思っておりますが、今、言いましたように、どうしても、そういう手段がない方につきましては、訪問診療という形態で治療のほうをさせていただくということではできると思います。

議長（山本幹雄君） はい、ほか、質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
この承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員であります。よって、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり承認されました。

日程第 21. 議案第 53 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 21、議案第 53 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいたしました議案第 53 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について、提案のご説明を申し上げます。

現在、県内 19 市町で構成する兵庫県市町交通災害共済組合は、交通災害共済事業に関する事務を執り行っておりますが、近年、交通災害共済への加入人員の減少に歯止めがかからず、直近の約 10 年においては毎年多額の基金取崩しが避けられない厳しい事業運営状況から、平成 29 年度中に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間を平成 31 年度までとし、平成 33 年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで組合議会の合意を得ております。

については、交通災害共済期間を平成 32 年 3 月 31 日までとする本規約の一部変更について協議が整ったため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、本議会において兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について、提案をしたものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご承認をいただきますように、よろしく願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決とします。

これから議案第 53 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 53 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 53 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮ります。ここで、昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後 1 時 30 分からにします。

午後 00 時 08 分 休憩

午後 01 時 27 分 再開

議長（山本幹雄君） それでは、少し早いんですけども、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 22. 議案第 54 号 佐用町農業共済条例の全部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 22、議案第 54 号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第 54 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月 23 日に交付され、平成 30 年 4 月 1 日より施行をされました。

これによりまして、法律の名称が農業災害補償法から農業保険法に変更となるほか、農業共済事業に加えて、新たに、農業経営収入保険事業が創設されることとなり、農業者は農業経営収入保険事業か、従来型の農業共済事業を選択し加入することとなりました。

法律の改正に併せて、農業共済事業も内容を見直し、①つ、食糧管理法の廃止などの背景から、農作物共済の当然加入制を廃止し、任意加入制とする。これは、平成 31 年産からであります。

また、②つ目に、家畜共済を死亡廃用共済と疾病障害共済に分離し、支払機会の拡大を図るとともに、棚卸期の資産価値で評価していたものを事故発生時の資産価値で評価すること。

また、すべての共済事業において、共済掛金率に農家ごとの危険段階別共済掛金率を設定すること。これらは、平成 31 年 1 月からとなります。

また、共済引受方式では一筆方式を廃止して、半相殺や全相殺などへの移行により、農業者単位で補償する方式に移行する。これは、平成 34 年産からということになります。

これら共済のように、農業共済事業は大きく変わることとなりました。

法律名の変更及び農業共済事業の見直しに伴い、変更に対応した佐用町農業共済条例に

改める必要がございます。

改正内容が、文言の変更だけでなく、各共済事業の事業内容の変更を伴う大幅な改正となりますので、佐用町農業共済条例を一括で改正をさせていただきたいと考えております。

この条例改正では、平成31年産の農作物並びに、平成31年1月より共済責任が発生いたします家畜から対象といたしますので、それまでに発生する共済責任につきましては、現在の佐用町農業共済条例を適用するという附則をつけております。

なお、佐用町内で最初に変更の対象となるのは、この秋に植えつをけされる麦の予定でございます。

農業保険法第112条第1項の規定に基づき県知事の認可を受けるため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第54号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

議案第54号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本議員。

9番（岡本義次君） 産業厚生常任委員会に、私、入っていないので、ちょっと、聞くんですけれど、補償法から保険法に改正になったということで、これについては、本人選択肢があるという、一応、全部読んでみたんですけれど、これが変わることによって、佐用町としては、大きくどのように変わっていきますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えいたします。

佐用町としてどのようにと、

9番（岡本義次君） 中身的に。

農林振興課長（衣笠俊博君） 中身的に申しますと、そもそも保険法が導入されたのが、大型農家の保険の掛け方でございます。

今まで一筆方式で掛けておりましたところ、できのいい田んぼ、できのいいところ、悪いところというのがありまして、全体の所得で減額していても3割以内というものにつきましては、共済の対象、被害が3割以内の場合は対象となっておりませんでした。その場合、面積が多くなりますと、その3割が積み重なると、相当な被害ということが想定されます。それに救済措置がなかったということから、総所得のうち、ご本人の選択になるわけですが、最大ですと1割被害があった場合は、1割以上の被害について補償しよう。通常の場合ですと、3割補償というところを同じように選択ができるわけですが、

ども、そこを選択していただいて、全体の所得から減額になった場合、それが補填されることにより、農業経営が円滑に進むと、そういった制度に保険制度はなっております。

一方、個人のほうですけれども、そちらのほうへ対応できない兼業農家、小さな農家につきましては、全体の所得と申しましても大した額にはなりませんし、兼業所得でございますので、保険法が青色申告を原則としておりますので、それをしていない小さな農家につきましては、今までどおり農業共済事業を選択していただくということで、保険のほうができるようになってございます。

あと、あわせて水稻、麦ですけれども、強制加入ということで加入をしていただいておりますけれども、それぞれは、個人の選択が可能となって無保険でもいいよということで認めるという形になってございます。

保険を掛けなくてもいいというのは、全く掛けなくていいという想定ではなくって、共済事業を掛けなければ保険事業に入っていただきたい。保険事業を掛ける場合は共済事業に入らなくてもいいということなので、強制加入という制度が成り立たなくなったということで、外したように聞き及んでおります。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 54 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 23. 議案第 55 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議案第 55 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 55 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生じる、条項ずれに対応するため形式的な改正でございます。

改正の内容といたしましては、認定こども園の認可等の事務権限を都道府県から指定都

市へ移譲することを目的として、同法律の一部が改正をされ、第3条第9項の規定が第11項へずれ込んだため、関連する佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の認定こども園の定義について、法律第3条第9項から第11項へ改めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これから議案第55号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第55号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第55号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第55号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第56号 平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第24、議案第56号、平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第56号、佐用町一般会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,350万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。

国庫支出金・県支出金につきましては、それぞれ8万円、4万円の増額でございます。歳出で増額補正しております未熟児養育医療費にかかる国・県の負担金を増額をいたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を1,633万4,000円増額をしております。

諸収入につきましては、雑入 1,253 万 8,000 円の増額。歳出で補正しています地球温暖化対策実行計画策定に関する補助金 998 万円、未熟児養育医療の個人負担金 5 万 8,000 円、コミュニティ事業助成金として宝くじ助成 250 万円を計上いたしております。

次に、歳出についての説明をさせていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 1,563 万 3,000 円の増額でございます。一般管理費では、佐用高校のスポーツ振興を図るため、佐用高校を育てる会助成金 100 万円を計上しております。企画費では、平福地域の土地取得費用として、土地購入費 1,010 万円などを追加計上しております。自治振興費では、コミュニティ助成事業補助金 250 万円、放送施設管理運営費では、放送設備の緊急修繕として、150 万 6,000 円を計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費 1,017 万 6,000 円の増額で、未熟児養育医療費 19 万 6,000 円、及び地球温暖化対策実行計画策定業務委託料 998 万円を追加計上いたしております。この計画は、歳入で計上しております一般財団法人環境イノベーション情報機構の 100 パーセント補助を受け、実施を予定しておりますが、補助の状況に応じて、事業内容等は見直しをさせていただきます。

農林水産業費につきましては、森林資源活用事業補助金といたしまして、林業用機械のプロセッサ購入に対して、県補助の 2 分の 1 に当たる 318 万 3,000 円を増額いたしております。

以上、佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 56 号につきましては、6 月 11 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 25. 議案第 57 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25、議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に公布され、一部を除き 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、個人町民税、法人町民税、固定資産税及び町たばこ税の改正でございます。

す。

まず、個人町民税につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、所得税法、地方税法の改正により、給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ 10 万円引き下げられ、基礎控除が同額の 10 万円引き上げられたこと等により、関連する条項を改正するものでございます。障害者、未成年者、寡婦等の所得割の非課税範囲を合計所得金額 125 万円から 135 万円に拡大する改正、均等割のみの納税義務者の均等割非課税範囲を合計所得金額で 10 万円引き上げる改正等でございます。この改正は、平成 33 年度分以後の個人町民税について適用されることとなります。

次に、法人町民税の改正点についてのご説明を申し上げます。

法人町民税の改正は、資本金 1 億円を超える内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の提出について、地方税関係手続用電子情報処理組織 eLTAX(エルタックス)を使用し、地方税共同機構を経由して行う方法を義務づけするものでございます。

次に、固定資産税の改正につきましてご説明申し上げます。

地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例におきまして、生産性向上特別措置法の規定により町が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロ以上 2 分の 1 以下とすることを可能とする 3 年間の時限的な特例措置が創設されたことに伴う改正でございまして、本町においてはゼロと規定し、課税しないこととするものでございます。適用期間は、生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までとなっております。

最後に、町たばこ税の改正につきましてのご説明をいたします。町たばこ税の改正は、2 点ございます。

1 点目は、税率の引き上げでございます。たばこ 1,000 本当たり、現行の 5,262 円から 6,552 円に引き上げられるもので、本年 10 月 1 日から 3 段階に分けて実施するものであります。

2 点目は、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこにつきまして、加熱式たばこという課税区分を新設したうえで、紙巻たばこの本数への換算方式を重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とするもので、平成 30 年 10 月 1 日から実施し、5 年間かけて段階的に移行するものであります。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 57 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 57 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 26 に入ります。
諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍をいただいております、佐用町安川 1055 番地、衣笠まゆみ氏は、2 期 6 年間活動をいただきましたが、本年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町漆野 409 番地、敏森久美子氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、敏森氏は、平成 29 年 3 月まで、町内の各小学校に勤務されており、長きにわたる教員経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
諮問第 2 号につきましては、本日即決とします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 1 時 5 1 分 休憩

午後 0 1 時 5 2 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。諮問第 2 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第 27. 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27 に入ります。

今期定例会に請願 2 件を受理しております。

まず、請願第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 2 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。3 番、加古原瑞樹君。

〔3 番 加古原瑞樹君 登壇〕

3 番（加古原瑞樹君） ただ今、上程していただきました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について、説明をさせていただきます。

配付させていただきました請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、事前の教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、18 年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整や、さらなる指導力向上のための研修時間の確保に苦慮する状況となっています。児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導体制の充実と、ゆたかな学びの実現のためには教職員定数の改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちをはぐくむ学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年度に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより請願第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第2号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定しました。

[加古原君「議長、動議を提出します」と呼ぶ]

議長（山本幹雄君） はい。

3番（加古原瑞樹君） 先ほど請願が採択されましたので、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（山本幹雄君） ただ今、加古原瑞樹君から、意見書案を日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） この動議は、1人以上の賛成者がいますので、成立しました。
暫時休憩します。

午後01時59分 休憩

午後02時00分 再開

議長（山本幹雄君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
加古原瑞樹君から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が、文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1とし

て議題とすることに決定しました。

追加日程 1 第 1. 発議第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書（案）

議長（山本幹雄君） それでは追加日程第 1、発議第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第 2 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 2 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 請願第 3 号 「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の請願

議長（山本幹雄君） 次に、請願第 3 号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出の請願は、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第 3 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。10 番、金谷英志君。

〔10 番 金谷英志君 登壇〕

10 番（金谷英志君） ただ今、議題となりました、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出の請願について、提案説明をいたします。

請願の趣旨に沿って読み上げて提案説明にかえさせていただきます。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全で、健康な生活ができるように願い、生活に欠かせない主要な収入源である年金の確保をめざして運動をしています。高齢化社

会の進展と同時に、無年金者、国民年金のみの者や低賃金の生活者が増え、高齢者の生活の悪化がマスコミでも取り上げるようになっていきます。一方、非正規雇用労働者の増加は、同時に低賃金労働者を生み出して、若者だけでなく、現役各世代にわたって現在と将来の生活への不安を駆り立てています。

物価特例水準の解消を口実とした年金の引き下げと、マクロ経済スライドの発動による年金の引き下げは許されません。年金引き下げは違憲・違法で、国連人権規約の社会保障制度の後退禁止原則にも違反するものです。我が国の社会保障制度全般のあり方は、憲法を生かしたものに改めることが求められています。

年金問題は、決して高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の収入減に直結するということはいまでもありません。

高齢者の生活を破壊し景気回復に悪影響を与える年金削減の中止を求めるとともに、高齢者世帯における生活保護世帯が 50 パーセントを超え年々増加していることに鑑み、早急に最低保障年金制度の創設と私たちの生活は月単位のサイクルで行われてることを重視し、現在の後払い、2カ月支給の方式を毎月支給に改めることを求めます。

1、国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

2、年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めて下さい。

以上です。

議長（山本幹雄君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより請願第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第3号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、少数です。よって、請願第3号、「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第 29. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 29 に移ります。
日程第 29 は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 0 6 分 休憩

午後02時07分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。
ここでお諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、議案第57号を総務常任委員会に、議案第54号を産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。明日6月6日は、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。
なお、次の本会議は6月7日、木曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださるようお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後02時09分 散会